

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年11月21日


1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	高槻市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kenkouf/iryokkyu/oshirase/14369">http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kenkouf/iryokkyu/oshirase/14369</a>

執行機関名 高槻市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務(修正後)
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年条例第32号)附則第3条第3項の規定による医療費の助成に関する事務であつて規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高槻市行政手続きにおける個人番号の利用等に関する条例 別表第2 第30の項 高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年条例第32号)附則第3条第3項の規定による医療費の助成に関する事務であつて規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第1条	廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例 第1条及び第2条第1項第1号ア

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の<u>福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、老人に対し医療費の一部を助成することにより、老人の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)に規定する被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者であつて、市内に住所を有する者のうち、65歳以上のもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる者</p> <p>ア 高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年高槻市条例第70号)第2条第1項第1号アからウまでに掲げる者(同条第4項第3号及び第4号に該当する者を除く。)であつて、同条の規定による所得制限を適用した場合において対象者となるもの</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例施行規則</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項の医療費の助成の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該資格の認定の申請を行う者に係る道府県民税に関する情報